

I 5名の最高裁裁判官の補足意見:

①櫻井龍子;②金築誠志;③岡部喜代子;④山浦善樹;⑤山崎敏充の5最高裁裁判官は、平成26年最高裁大法廷判決(参院選〈選挙区〉)の判決文中で、補足意見として、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に關わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」(強調 引用者)

と記述されている。

即ち、同5最高裁裁判官は、

『投票価値の不均衡の下で行われた選挙(即ち、違憲状態の参院選〈選挙区〉)で選出された議員は、国会の活動をする正統性がない』旨判断されている。

II 現内閣は、正統性が無い:

ア 平成25年最高裁大法廷判決(衆院選・小選挙区)は、

『「0増5減」の改正法の下の選挙は、違憲状態である』旨判示している。

イ よって、平成25年最高裁大法廷判決(衆)に照らせば、当該選挙(2014/12/14衆院選〈小選挙区〉)は、違憲状態である。

ウ 上記Iの5最高裁裁判官の補足意見に照らせば、本件選挙で選出された議員は、「国会の活動」を行う【正統性の無い議員】でしかない。

エ (本件選挙により選出された【正統性の無い議員】を含む)現内閣は、【正統性の無い内閣】である。↗

III 【正統性の無い裁判官】:

ア 内閣は、憲法79条1項、憲法80条1項に基づき、裁判官を任命する。

イ 【正統性の無い内閣】によって「裁判官」に任命された自然人は、憲法79条1項、憲法80条1項の定める「裁判官」ではない。即ち、【正統性の無い裁判官】である。

ウ 【正統性の無い裁判官】は、【唯一一般人】でしかない。

IV 死刑:

ア 国家を名乗る武装組織の死刑執行人が、複数の人々を処刑している。

イ 【正統性の無い裁判官】の言渡す死刑判決に従って執行される死刑(日本法の下では、絞首刑)も、殺人という点では、国家を名乗る武装組織の死刑執行人の執行する処刑と等価である。

ウ (ア) 過去～今日迄、【正統性の無い裁判官】が、死刑判決を言渡し続けている。

(イ) 文責者(弁護士 升永英俊)は、

『【正統性の無い裁判官】の地位にある自然人が、人の心を持った自然人であるとすると、同人は、【自らが、【正統性の無い裁判官】でしかないこと】を知った後は、殺人の執行を命ずる死刑判決を言渡すことなど、とてもできない。』

と思料する。

それは、人の道に背くからである。

(ウ) 仮に、同文責者が裁判官であったとすると、同文責者は、自らが【正統性の無い裁判官】であることを知った後は、自らが殺されようとも、いかなる刑事事件であれ、死刑判決を言渡すこと】

を拒否する。

それは、人の道に反するからである。

V 【正統性の無い裁判官】が、死刑判決を言渡し続けている。

止也獄人である。

この地獄を止める唯一の方法は、

【裁判官が、本件選挙につき、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨明記する違憲無効判決を言渡すこと】

である。

VI 【正統性の無い裁判員】:

現在、【正統性の無い裁判所】が、一般人を裁判員に選任している。

ところが、【正統性の無い裁判所】によって、裁判員に選任された一般人は、【正統性の無い裁判員】でしかない。

その【正統性の無い裁判員】が、【正統性の無い裁判官】と共に、裁判の合議体の構成員となって、実刑判決(死刑判決を含む)を言渡している。

地獄である。

VII 1964年米国連邦最高裁判決(レイノルズ判決):

① 1964年米国連邦最高裁(レイノルズ判決)は、State(州。但し、正確な訳文は、米国連邦を構成する国。)議会選挙について、

『米国連邦憲法は、人口比例選挙(一人一票)を保障している』旨判決した。

② この1964年米国連邦最高裁判決によって、米国連邦の50ヶのStatesのState議会選挙は、一気に、人口比例選挙(一人一票)になった。↗

③ ところが、この1964年の時点で、米国連邦バーモントStateでは、State議会選挙(但し、小選挙区毎に1人の議員を選出する)の一票の不平等は、何と、972倍($972 \div 35000$ 人(最大人口の小選挙区)÷36人(最小人口の小選挙区))であった。

④ 即ち、1787年(米国連邦憲法公布)～1964年の177年間、米国バーモントStateの人々は、選挙を繰り返し、かつ市民運動を繰り返しても、この【972倍】の1票の不平等】の壁を崩せなかったのである。

⑤ この1964年米国連邦最高裁判決の例から見ても、【1票の住所差別を撤廃し、人口比例選挙にする方法】は、

【裁判所が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の判決を出すこと】以外にない。

日本でも、人口比例選挙の問題は、「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨明言する判決が出れば、一気に解決する。

その理由は、人口比例選挙判決が出来ば、国会は、憲法99条により、人口比例選挙判決に従って、速やかに、人口比例選挙の立法を行うよう義務付けられているからである。

文責者：弁護士 升永英俊

あなたの選挙権が
何票の価値かチェック
してみましょう。
<http://www.ippyo.org/>



一人一票 検索 ↗



お問い合わせ：ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議